

水道のしおり

Booklet of the waterworks



千葉県営水道
マスコットキャラクター
「ボタリちゃん」

千葉県企業局

The Chiba Prefectural
Waterworks bureau

(千葉県営水道)

目次

- 2 各種手続き・お問い合わせは県水お客様センターへ
 - 4 The Waterworks Customer Service Center Phone Line (English)
 - 5 한국어・中文
 - 6 使用水量のお知らせの見方
 - 7 水道料金の計算方法
 - 8 水道料金のお支払い方法
 - 9 水道料金のお支払いは便利な口座振替で
 - 10 お支払いの流れ
 - 11 水道料金の一部免除制度について
 - 12 水道メーターと検針
 - 13 検針にご協力ください
 - 14 下水道使用料について
 - 16 下水道使用料に関するお問い合わせ先
 - 18 水道が故障(水もれ)したらすぐ修繕を
 - 20 修繕・修理の方法 1. 蛇口の水もれ
 - 22 2. 混合水栓の不具合
 - 24 3. トイレロータンの不具合
 - 27 水道事業のしくみ
 - 28 水道の水ができるまで
 - 30 給水装置はお客様の財産です
 - 32 貯水槽水道の管理について
 - 34 水道の上手な使い方、震災時の飲料水(震災の備え)
 - 35 停電時に活用できる給水栓について(災害時の備え)～集合住宅にお住まいの方へ～
 - 36 震災等で水道が使えなくなった時のためにお近くの応急給水拠点の確認を
 - 37 水道管も冬じたくを忘れずに
 - 38 水道の豆知識
 - 39 千葉県営水道のホームページ
 - 40 夜間・休日の水道のご相談は水道センターへ
 - 41 給水申込納付金及び開発負担金の控除制度について、水道関係者を装った詐欺的行為にご注意ください!
 - 42 千葉県水道事業給水条例
- 裏表紙 お問い合わせ先

県水お客様センター

電話番号  0570-001-245

受付時間

平日 8:45～18:00

土曜日 8:45～17:00



日曜日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は
お休みさせていただきます。

※FAX専用電話番号は、043-272-3333です

※以下の場合、043-310-0321へおかけください

- ナビダイヤルをご利用になれない場合
- IP電話をご利用の場合
→ナビダイヤルにつながらないため
- 携帯電話の通話定額プラン（かけ放題等の無料通話プラン）を
ご利用の場合
→ナビダイヤルの場合、通常通話料金が発生するため
※お電話の際、お客様の声を正確に把握し、電話サービスの向上を
図るため、お問い合わせ内容を録音させていただきます。

毎日の暮らしに欠かせない水です。次のようなときは、「県水お客さまセンター」へご連絡ください。

※転入の場合は転入時に、転出の場合は3～4日前までに電話等でお届けください。

①新たに水道を使用するとき【給水申し込み】

■引越してきたとき

■家を新築したとき

「水道及び下水道使用申込書」に必要事項を記入し、送付し
ていただいても結構です。

※お届けいただかないと使用開始日やお名前の確認がとれない
ので、後日、料金のトラブルのもとになります。

※県営水道では「千葉県水道事業給水条例」に基づき、お客
様と契約を締結しております。

※給水条例は、P42～43に抜粋を記載しています。

全文をご覧になりたい方は県営水道HPをご確認ください。

口座振替の継続利用について

県営水道給水区域内（11市）での転居に限り、転居前の口座を
引き続きご使用になれます。給水申し込みの際にお申し出ください。

インターネットによる

使用開始・中止等の受付も行っております。

詳細は千葉県営水道ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/uketsuke.html>



習志野市にお住まいのお客様につきましては、下水道事業は習志野市(市役所)が行っていますので、別途お届けが必要です。

②水道の使用をやめるとき [給水の中止]

■引越していくとき

ご連絡の際は、住所・使用者名・引越しの日時・転居先のほか、お客様番号(「使用水量のお知らせ」又は領収証に表示してあります)を併せてお知らせください。

※お届けがないと、次に入居されるお客様との料金区別ができませんので、必ず県水お客様センターへお届けください。(引越し予定日の1か月前から受付しております。)

■改築や長期間留守にするなど、一時水道を止めたいとき

給水契約中は水道を使用しなくても基本料金がかかります。ご連絡いただければ、給水契約解除の手続を行います。なお、再びご使用になる時は、使用開始日をご連絡ください。

水道使用者標識



※企業局では、お客様からのお問い合わせやお届けなどに、すぐ対応できるように番号をつけています。この標識はご家庭の玄関口などに貼ってあります。

③その他の変更があったとき

■ご利用になるお客様の名義を変えたいとき

■水道料金納入通知書の郵送先を変更したいとき

④道路で水がもれているとき

水もれをしている場所の住所又は目印となる建物などをご連絡ください。

県水お客様センターでは、上記の他に、

⑤料金、使用水量(漏水等)や水質に関するお問い合わせ

⑥水道に関する相談やその他のお問い合わせなどを受け付けています。

※お問い合わせのときは、使用水量のお知らせや領収証に記載されている「お客様番号」をお知らせください。

夜間・休日のご連絡は「水道センター」で受付します。なお、お客様の区域を受け持っている水道センターは、40ページをご確認ください。

The Waterworks Customer Service Center Phone Line

Water is an essential part of our daily life. For information about water services, at the time you move in or 3-4 days prior to moving out, please contact the Customer Service Center.

1. Beginning a new account:

- Moving into a new property
- Construction of a property
(Or send in the 'New Water and Sewerage Service Account' application form to the address provided.)

● For automatic withdrawal of your bank account upon issue of each utility bill:

In the case of moving within the Prefectural Water Department jurisdiction(11 cities),it is not necessary to change your bank account details with the Department, merely notify us the next time you are in contact.

● Notice

The Chiba Prefectural Waterworks bureau has a contract with customers based on the ordinance on water supply in Chiba Prefecture.

2. Canceling your service:

- Moving from your current residence

Please notify us of your current address, name,customer number and proposed moving day. Applications will be accepted one month before your proposed moving day. (Your customer number can be located on your utility notification bill or payment receipt.)

Customer Service Help Line:

0570-001-245

When you cannot use the Navis dial

043-310-0321

FAX:

043-272-3333

(Please be sure to dial the correct number.)

Hours:

Weekdays 8:45a.m. - 6:00p.m.

Saturdays 8:45a.m. - 5:00p.m.

Closed on Sundays, public holidays
and over the new years period 12/29 - 1/3

이러한 때에는 현 수도 고객센터로 연락주십시오.

매일의 생활에서 없어서는안되는 물. 다음과같은 경우에는 현 수도 고객센터로 연락주십시오. 전입의 경우에는 전입시, 전출일 경우에는 전출하기 3~4일 전까지 전화 등으로 신고해 주시기바랍니다.

1. 새롭게 수도를 사용하실 경우

- 이사를 온 경우.
 - 집을 신축한 경우.
- ‘수도 및 하수도 사용 신청서’에 필요사항을 기입하신 뒤 송부해주시면됩니다.

●구좌이동의 지속에 관해.

현영수도 급수구역 (11 도시)
 내로 거주지를 옮기시는 경우에도
 한하여, 이전 사용시던구좌를 계속해서
 이용하실 수 있습니다.
 급수신청시에 요청하여 주시기바랍니다.
 ◎지바현 기업국에서는 지바현 급수 조례에 의거하여 고객과 급수 계약을 하고 있습니다.

2. 수도사용을 중지하실 경우

- 이사를 갈 경우
- 연락을 주실 때는 주소, 사용자, 이사일시와 더불어 고객번호 (‘수도사용량고지서’또는 영수증에 표시되어 있습니다)를 알려주시기 바랍니다.
 (이사에정일 1개월 전부터 접수하고 있습니다.)

전화번호 **0570-001-245**

네비다이얼(상기의 전화번호)을 이용하실 수없는 경우 **043-310-0321**

FAX전용 전화번호 **043-272-3333**

(전화번호를 틀리지않도록 주의하세요)

접수시간 평 일 8:45~18:00

토요일 8:45~17:00

(일요일·국경일 및 연말연시(12/29~1/3)는 휴무입니다)

在以下情況下，請與縣水客戶中心聯繫

每日生活不可缺少的水。在以下情況下，要转入时在转入时、要转出时提前3~4天打电话通知县水客户中心。

1.新使用自来水时

- 搬来时
 - 新建住房时
- 在“自来水以及下水道使用申请”表中填好必要事项，寄给我们即可。

●关于帐户的持续使用

仅限在县营自来水供水区域内(11市)
 搬家时，可继续使用搬家前的帐户。
 申请供水时，请提出申请。
 ◎千叶县企业局根据《千叶县供水条例》与客户签订了供水合同。

2.停止使用自来水时

- 搬走时
- 与我们联络时，请告知住址、使用者姓名、搬家时间及客户编号 (标在“使用水量的通知”或缴费发票上)。
 (从计划搬家日的一个月之前开始受理。)

电话号码 **0570-001-245**

不能拨打语音导航电话时 **043-310-0321**

传真专用电话号码 **043-272-3333**

(当您拨打电话时，请确认电话号码是否正确)

受理时间 平 时 8:45~18:00

周 六 8:45~17:00

(周日、节日及新年(12/29~1/3)放假。)

使用水量のお知らせの見方



使用水量のお知らせ		お客様番号 ① 00-0-123456	
スイトウ タロウ様		〒300-0000 千葉県市川市南千住1-4-7	
③ 一元化区分	④ 上下水道区分	⑤ 検針日	
⑥ 検針日	平成30年 4月 3日	⑦ 使用年月	30年 6月 30日
⑧ 検針期間	平成30年 4月 1日 ~ 5月 31日	⑨ 検針期間	平成30年 4月 1日 ~ 5月 31日
⑩ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	⑪ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
⑫ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	⑬ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
⑭ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	⑮ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
⑯ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	⑰ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
⑱ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	⑲ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
⑳ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㉑ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㉒ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㉓ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㉔ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㉕ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㉖ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㉗ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㉘ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㉙ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㉚ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㉛ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㉜ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㉝ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㉞ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㉟ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㊱ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㊲ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㊳ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㊴ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㊵ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㊶ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㊷ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㊸ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㊹ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㊺ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㊻ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㊼ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㊽ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㊾ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値
㊿ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値	㊿ 検針値	水道 検針期間 4月 1日 ~ 5月 31日 (1) 検針値

使用水量のお知らせ

- ①お客様番号
00-0-123456
- ②使用者氏名・使用場所
- ③一元化区分
一元化市域または分離市域と表示されます。
- ④上下水道区分
上水のみ、上下水、下水のみのいずれかが表示されます。
- ⑤下水計算区分
下水道使用料を算出する方法が表示されます。

水道料金等口座振替済みのお知らせ

- ⑬前回ご請求分水道料金等口座振替済みのお知らせ
口座振替のお客様に限り前回分水道料金等が口座より引き落とされた場合に表示されます。
- ⑮県水お客様センターの電話番号
※水道に関するお問い合わせの際は、お客様番号をお知らせください。

- ⑥検針日・使用年月・使用期間
- ⑦水道の検針値が表示されます。
- ⑧水道使用水量を算出根拠としない汚水排出量が表示されます。
- ⑨水道使用水量・水道料金
- ⑩汚水排出量・下水道使用料
- ⑪請求予定金額 ※使用水量のお知らせでは水道料金等のお支払いはできません(8ページ参照)
- ⑫今回分口座振替予定日
- ⑬検針を行っている受託会社名及び検針員名

水道料金の計算方法

水道料金＝基本料金＋従量料金

(税込み料金、10円未満の端数は切り捨てます。)

- **基本料金**…使用水量の有無にかかわらずメーターに接続されている管の太さ(口径)によりいただく料金です。
- **従量料金**…使用水量に応じていただく料金です。

料金の計算方法(2か月ごとに検針に伺う一般家庭の場合)

例えば、メーターの口径が20mmで2か月分の使用水量が49m³を使用した家庭の場合(1か月24m³と1か月25m³に分けて計算します。)

(1か月24m³)

基本料金(口径20mm)	979.00円
従量料金	
1～10m ³	10m ³ × 62.70円＝ 627.00円
11～20m ³	10m ³ × 165.00円＝ 1,650.00円
21～24m ³	4m ³ × 268.40円＝ 1,073.60円
計	4,329.60円 ≒ 4,320円

(1か月25m³)

基本料金(口径20mm)	979.00円
従量料金	
1～10m ³	10m ³ × 62.70円＝ 627.00円
11～20m ³	10m ³ × 165.00円＝ 1,650.00円
21～25m ³	5m ³ × 268.40円＝ 1,342.00円
計	4,598.00円 ≒ 4,590円
水道料金	4,320円+4,590円＝ 8,910円

水量別の従量料金一覧表は8ページをご覧ください。

料金表 ※転入、転出時の基本料金は、0.5か月単位で計算します。

基本料金 (1か月につき) (税込み)

口径	料金
13 mm	418.00 円
20	979.00
25	1,749.00
40	6,985.00
50	15,840.00
75	36,410.00
100	70,290.00
150	195,360.00
200	396,000.00
250	705,100.00
300	1,129,700.00

従量料金 (1か月につき) (税込み)

使用水量 (一般用)	料金 (1m ³ につき)
1～10 m ³	62.70 円
11～20	165.00
21～40	268.40
41～100	358.60
101～500	444.40
501 以上	485.10

共同住宅に対する料金の特殊取扱い

アパート・マンションなどの共同住宅で、企業局の水道メーター1個によって2戸以上の世帯が給水を受けている場合で、一定の要件を満たされているときは、お申し出により各戸が均等に使用されたものとみなして低廉化の料金計算をいたします。

お申し込み方法など詳しくは、県水お客様センター(2ページ参照)へお問い合わせください。

水量別従量料金一覧表(1か月につき)

(税込み)

水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
1	62.70円	13	1,122.00円	25	3,619.00円	37	6,839.80円	49	10,872.40円	61	15,175.60円	85	23,782.00円	501	1㎡につき
2	125.40	14	1,287.00	26	3,887.40	38	7,108.20	50	11,231.00	62	15,534.20	90	25,575.00	以上	485.10円
3	188.10	15	1,452.00	27	4,155.80	39	7,376.60	51	11,589.60	63	15,892.80	100	29,161.00		を加えて
4	250.80	16	1,617.00	28	4,424.20	40	7,645.00	52	11,948.20	64	16,251.40	150	51,381.00		ください
5	313.50	17	1,782.00	29	4,692.60	41	8,003.60	53	12,306.80	65	16,610.00	200	73,601.00		
6	376.20	18	1,947.00	30	4,961.00	42	8,362.20	54	12,665.40	66	16,968.60	250	95,821.00		
7	438.90	19	2,112.00	31	5,229.40	43	8,720.80	55	13,024.00	67	17,327.20	300	118,041.00		
8	501.60	20	2,277.00	32	5,497.80	44	9,079.40	56	13,382.60	68	17,685.80	400	162,481.00		
9	564.30	21	2,545.40	33	5,766.20	45	9,438.00	57	13,741.20	69	18,044.40	450	184,701.00		
10	627.00	22	2,813.80	34	6,034.60	46	9,796.60	58	14,099.80	70	18,403.00	500	206,921.00		
11	792.00	23	3,082.20	35	6,303.00	47	10,155.20	59	14,458.40	75	20,196.00				
12	957.00	24	3,350.60	36	6,571.40	48	10,513.80	60	14,817.00	80	21,989.00				

※上記料金早見表は一般用(専用栓)扱いです。

水道料金のお支払い方法

水道料金のお支払いには、次の二つの方法があります。

① 口座振替による方法

お客様の貯金・預金口座から2か月に一度(検針翌月の16日)に、自動的に支払われる方法です。

お支払い当日の貯金・預金残高が不足していると引き落としができません。貯金・預金残高には気をつけましょう。

② 納入通知書による方法

納入通知書(請求書)が郵送され、この納入通知書により最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又はスマホ決済サービス(LINE Pay請求書支払い・PayB・PayPay請求書支払い・au PAY)でお支払いいただく方法です。

※スマホ決済サービスでお支払いの場合、領収証は交付されません。

※クレジットカード、銀行振込でのお支払いはできません。

転居等にもなう料金精算

お客様が、転居等により水道の使用を中止する場合は、担当者が転居日(中止日)以降に量水器の検針に伺い、転居日(中止日)までの料金を計算します。転居先へ納入通知書を郵送しますので、転居等による使用中止のお届けの際は、必ず転居先をお知らせください。また、現在口座振替をご利用のお客様につきましては、同口座からの振替も可能です。

なお、検針及び料金精算は、民間の会社に委託しております。担当者は、左胸に受託会社の名札をつけ身分証明書を持っています。

領収証

お支払いの証明となります。領収証は大切に保管しておきましょう。

水道料金に関するお問い合わせの際は

領収証に書いてある「お客様番号」をお知らせください。

水道料金のお支払いは便利な口座振替で

口座振替のお申し込みをさせていただきますと、金融機関がお客様にかわって自動的に水道料金を企業局へ払い込んでくれる、とても便利な制度です。

口座振替のお申し込みは簡単です

- ① 最近お支払いいただいた水道料金の領収証と印鑑（金融機関との取引印）を、お客様の貯金・預金口座のある金融機関へご持参ください。一部対応していない店舗もございますので、あらかじめ各金融機関にご確認をお願いいたします。
- ② 県水お客様センターにお電話いただければ、「水道料金等口座振替依頼書」を郵送します。また企業局ホームページよりダウンロードも可能です。必要事項を記入してご返送ください。

口座振替の継続利用もできます

県営水道料金のお支払いを口座振替にしているお客様が、給水区域内（11市）に引越しをされる場合、新たに口座振替の申し込み手続きをされなくても同じ口座を継続して利用できます。

解除手続きもお忘れなく

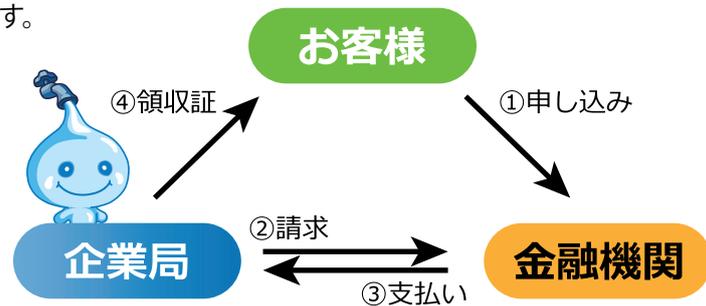
- ・引越しのために水道の使用をおやめになるとき
- ・金融機関を変えられるとき

※詳しくは県水お客様センター（2ページ参照）へお問い合わせください。

口座振替取り扱い金融機関

右に記載してある金融機関の本支店及び全国の郵便局（ただし金融機関によってはお申込みから口座振替取り扱いになるまで、多少期間がかかる場合があります。）

「口座振替済みのお知らせ」は、検針時に「使用水量のお知らせ」に添付し、お客様に直接お届けいたしますので、これによりお支払い情報を確認できます。



銀行…千葉、みずほ、三菱UFJ、りそな、埼玉りそな、三井住友、常陽、千葉興業、きらぼし、京葉、東日本、東京スター、筑波、群馬、ゆうちょ（郵便局）、三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託、SMBC信託

信用金庫…千葉、銚子、東京ベイ、館山、佐原、朝日、東京シティ、東京東、東栄、亀有、小松川、城北

信用組合…銚子商工、ハナ、横浜幸銀、君津

労働金庫…中央労働金庫

農協…市原市、千葉みらい、市川市、とうかつ中央、ちば東葛、成田市、西印旛

漁協…東日本信用漁業協同組合連合会

（令和4年4月1日現在）

お支払いの流れ

検針・請求は2か月ごとに行い、お客様のお住まいの地区により、奇数月検針と偶数月検針に分かれています。

主に以下の流れで、検針・請求しています。

① 口座振替による方法



② 納入通知書(請求書)による方法



※1 引き落とし日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日に引き落とされます。

※2 納期限が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日が納期限になります。

水道料金の一部免除制度について

下記に該当されるお客様の水道料金は、お申し出により免除内容のとおり一部免除いたします。

料金の一部免除の内容

免除対象者等	免除内容
1 生活保護世帯のうち生活扶助の保護を受けている世帯 2 中国残留邦人等支援給付を受けている世帯のうち、生活支援給付を受けている世帯	基本料金と従量料金の合計額の8%相当額並びに1か月につき10m ³ までの従量料金
3 生活保護世帯のうち教育扶助、住宅扶助及び医療扶助のいずれかの保護を受けている世帯 4 中国残留邦人等支援給付を受けている世帯のうち、住宅支援給付、医療支援給付のいずれかの支援給付を受けている世帯	基本料金と従量料金の合計額の8%相当額
5 児童扶養手当を受けている世帯(児童扶養手当証書を交付された方) 6 特別児童扶養手当を受けている方がいる世帯(特別児童扶養手当証書を交付された方) 7 身体障害者手帳(1級又は2級の障害に限る)の交付を受けた方がいる世帯※ 8 療育手帳(重度以上の障害に限る)の交付を受けた方がいる世帯※ 9 精神障害者保健福祉手帳(1級の障害に限る)の交付を受けた方がいる世帯※	※7～9については、当該世帯又は同居の方の中に当年において市町村民税(所得割)を賦課された方がいない世帯のみが対象です。当年の市町村民税が確定するまでの期間は、前年の課税状況と同様に取り扱います。
10 社会福祉法第2条第2項第1号から第4号に規定する社会福祉事業を行う施設(国又は地方公共団体の施設を除く)	基本料金と従量料金の合計額の8%相当額並びに1か月につき従量料金の30%相当額

※5、6に関しては児童手当法上の児童手当受給世帯とは異なります。

免除申請の手続き

県水お客様センター(2ページ参照)にお電話していただければ、「水道料金一部免除申請書」を郵送いたします。必要事項を記入のうえ同封の返信用封筒で返送してください。

また、最寄りの千葉県企業局水道事務所(支所)にも「水道料金一部免除申請書」がありますので、必要事項を記入のうえ、県水お客様センターへ郵送してください。

【郵送・返送先】〒262-8505 千葉県企業局 県水お客様センター (住所の記入は不要です)

【ご注意】転居されたときは、再度の申請が必要となります。

水道メーターと検針

水道メーターはいつも見やすく、きれいにしておきましょう。

お客様の使用水量は

正確にメーターに記録されます。メーターの検針には、2か月ごとに検針の基準日をきめて検針員がお伺いし、その都度使用水量をお知らせします。(6ページ参照)

ただし、次のような場合には前回の使用水量などを考慮して決めます。そして、次回の検針で精算します。

- ・メーターが故障しているとき
- ・お留守などのため検針できないとき
- ・その他、使用水量が不明のとき

次のようなときは新しいメーターに取り替えます

- ・故障したとき
 - ・計量法に定められた有効期間が満了となるとき
- メーターの異常にお気づきのときや不明な点がありましたら、企業局へお問い合わせください。

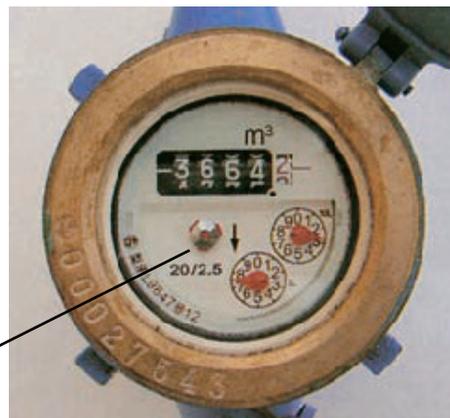
検針は委託しています

検針は民間の会社に委託しております。担当者は左胸に受託会社の名札をつけ、身分証明書を持っています。



水道メーターの読み方

計量値を数字により読みます。針が目盛りと目盛りの間にあるときは、小さい方の数字を読みます。



パイロット
(水が流れている時に回転する部分です。)

このメーターは3664立方メートル(m^3)227リットル(l)と読みます。

検針にご協力ください

検針作業を能率よく実施するために、**メーター**を見やすい状態にしておいてください。
お客様のご協力をお願いします。



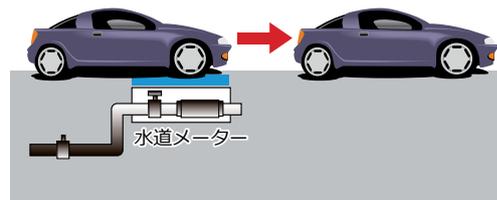
●犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離して、必ずつないでおいてください。

●メーターボックスの上に物を置かないでください。

●メーターボックスの中はときどき掃除をして、清潔にしておきましょう。



移動してください



●駐車場にメーターボックスがある場合は、できる限り検針しやすい位置への駐車にご協力ください。

●家の増改築などで、メーターが床下や屋内になるときは、屋外の検針しやすい場所へ移してください。

下水道使用料について

水道料金と下水道使用料を一括してご請求しています。

下水道使用料とは

お客様のご家庭やお店、工場などから排出される汚れた水は、下水道管を通りポンプ場を經由して下水処理場に集められ、きれいな水に処理してから、川や海に放流されます。

お客様からお支払いいただく下水道使用料は、これら下水道施設の補修や清掃などの維持管理費や汚れた水をきれいな水に処理するための費用等に充てられます。

下水道使用料は、下水道に流した汚水の量に応じてご負担いただきます。汚水の量は、水道を使用する場合は、水道の使用水量とします。井戸水などをご使用の場合は、次のページの「下水道使用料のお手続き」をご覧ください。

下水道使用料のお支払いについて

公共下水道の運営は、お客様がお住まいの各市が行っています。

千葉県企業局では、お客様の利便性と事務の効率化のため、以下の10市において、水道料金と市の下水道使用料を「上水道料金」として一括請求を実施しています。あわせてお支払いください。

お住まいの市の下水道使用料の算定方法や下水道に関する詳細については、お住まいの各市ホームページ、または各市の「下水道使用料に関するお問い合わせ先」にてご確認ください。

一括請求を実施している地域

千葉市 市川市 船橋市 松戸市 成田市
市原市 鎌ヶ谷市 浦安市 印西市 白井市 の県営水道給水区域

下水道の正しい使い方にご協力ください

下水道は、何でも流せるというものではありません。

流してはいけないものを流すと排水管が詰まり、排水設備の機能低下や排水管の変形・破損の原因となります。宅内の排水管が損傷し、修理することになると、多額の費用負担が発生する場合があります。

下水道は自然や人々の生活環境を向上させるための公共の財産です。正しい使用と点検にご協力ください。

流してはいけないもの

- 野菜くずや残飯など
- エンジンオイルやてんぷら油などの廃油
- 水に溶けない紙や紙おむつ ■たばこやガム ■ビニール ■石鹸などの固形物
- 合成洗剤に含まれるリン ■アルコールやガソリンなどの有害・有毒・危険物



下水道使用料のお手続き

井戸水を使い始めたとき、井戸水をお使いでお住まいの世帯人数が変わったとき、井戸を廃止したときなど、水の使用状況に変更があったときは必ず県水お客様センター(2ページ参照)へご連絡ください。使い始めの時にご連絡をしていない等、ご不明な場合はお問い合わせください。

また、営業に伴い、使用する水量と排出する汚水の量が著しく異なる場合は、減量認定制度があります。

その他、減免・認定に関しては、その対象や手続きについて、お住まいの各市ホームページをご確認いただくか、次ページの「下水道使用料に関するお問い合わせ先」に記載されている各市の担当部署へお問い合わせください。

下水道使用料に関するお問い合わせ先

千葉市

所管課：千葉市役所建設局下水道企画部下水道経理課

所在地：千葉市中央区千葉港1番1号

電話：043-245-5409

<https://www.city.chiba.jp/kurashi/suido/gesuido/riyoannai/ryokin/index.html>

市川市

所管課：市川市役所水と緑の部下水道経営課

所在地：市川市南八幡2丁目20-2

電話：047-712-6359

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/catpage/kurashi-suidougesui.html>

船橋市

所管課：船橋市役所建設局下水道部下水道総務課

所在地：船橋市湊町2丁目10番25号

電話：047-436-2643

<https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/gesui/005/index.html>

松戸市

所管課：松戸市役所建設部下水道経営課

所在地：松戸市根本387番地の5

電話：047-366-7394

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/kurashi/jyougesuidou/gesuidou/index.html>

成田市

所管課：成田市役所土木部下水道課

所在地：成田市花崎町760番地

電話：0476-20-1553

<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/index0147.html>



市原市

所管課：市原市役所上下水道部下水道管理課

所在地：市原市松ヶ島西1丁目4番地 下水道センター

電話：0436-23-9043

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/3rdCategory?categoryId=10510030>

鎌ヶ谷市

所管課：鎌ヶ谷市役所都市建設部下水道課

所在地：鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号

電話：047-445-1483

<https://www.city.kamagaya.chiba.jp/kurashi-tetsuzuki/gesuidou/gesuidou.html>

浦安市

所管課：浦安市役所都市整備部下水道課

所在地：浦安市猫実1丁目1番1号

電話：047-712-6499

<https://www.city.urayasu.lg.jp/todokede/machi/gesuido/index.html>

印西市

所管課：印西市役所上下水道部下水道課

所在地：印西市大森2364番地2

電話：0476-33-4696

<https://www.city.inzai.lg.jp/category/1-3-5-0-0.html>

白井市

所管課：白井市役所都市建設部上下水道課

所在地：白井市復1123番地

電話：047-492-1111

<https://www.city.shiroi.chiba.jp/kurashi/suido/index.html>

以下のQRコード
を読み取り、
お住まいの市を
お選びください。



水道が故障（水もれ）したらすぐ修繕を

修繕はお住まいの地区の水道センター又は指定給水装置工事事業者へ

どんな小さな水もれでも、放っておくと大きなムダ使いになり水道料金も高額になってしまいます。すぐ修繕しましょう。

水道の修繕工事は、お住まいの地区の水道センター又は指定給水装置工事事業者へお申し込みください。(40ページ参照)

水道が故障(水もれ)したら

ご家庭で直せない故障は、とりあえず応急手当(次ページを参照)をして、すぐ修繕をお申し込みください。

修繕のお申し込みをされるときは

次のことをできるだけ詳しくお知らせください。

- おところ
- おなまえ
- 水道料金の領収証に書いてある番号(お客様番号)
- 付近の目標になるもの
- 故障の箇所と状況

蛇口の水が止まらないときは

コマやパッキンを取り替えるとすぐに直ります。(修繕のしかたは20～23ページをご覧ください)



水洗トイレなどの水もれ

水洗トイレ・ガス湯沸かし器・電気温水器などから水がもれるときも、すぐ修繕をお申し込みください。(トイレのロータンクの不具合は、24～26ページをご覧ください)
※給湯器、水洗トイレなどからの水もれは、減免の対象外です。

前回にくらべて急に水道の使用水量が増えたようなときには

地下・床下など、どこか見えなくて水がもれていることがあります。そんなときは次のようにして調べましょう。

- 家中の蛇口を全部しめる。
- メーター(12ページ写真参照)の中心部にあるパイロット(小さい円形)を調べる。

もし、パイロットが回っていたら、どこかで水がもれている証拠です。すぐに修繕をお申し込みください。(蓋の開閉は、手をはさまないように気をつけてください。)

地下などでの水もれを指定給水装置工事事業者で修繕したときは

水道料金を減免することができますので、企業局にご連絡ください。ただし、「蛇口、トイレ、受水槽以下(※)などの水もれ」又は「指定給水装置工事事業者以外で修理」した場合は減免できません。

※注入口、ボールタップ及びそれに連動するバルブを含む。

修繕の費用について

蛇口の交換等は、型式により、また給水管の漏水修繕は管の種類(鋼管、ビニール管、ステンレス管)により費用が異なります。

給水管の場合は地下に埋設されているため、漏水の状況が不明の場合が多く、管種、管交換の長短等、掘削しなければ分からないことがあり、施工前の費用の見積が困難なときがありますので、あらかじめご承知おきください。

地震のあとは

念のため、前ページ赤枠内に記載の方法により、メーターのパイロットが回っていないか見てください。

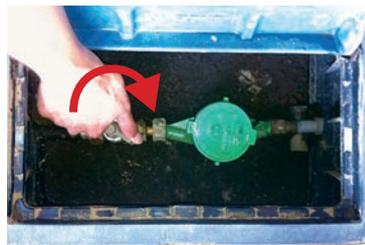
応急手当のしかた

指定給水装置工事事業者が修繕にお伺いするまでの間次のような応急手当をしておきましょう。

① まず、止水栓をしめてください。止水栓をしめるには、写真(下)のようにハンドルを右(→)に回してください。そうすると水は止まります。なお、止水栓はメーターボックスの中にあります。

古い止水栓には、しまりにくいものもあります。そんなときは、無理にしめつけないようにしてください。

② 給水管から水が吹き出しているときには、破裂した部分に布かテープをしっかりとまきつけ、針金かヒモでしばってください。



1. 蛇口の水もれ

ご家庭でも簡単に直せます。

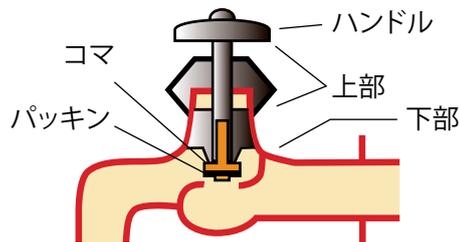
水道の故障

いちばん多いのは、蛇口の水もれです。これは、コマやパッキンを取り替えますとすぐに直ります。このような簡単な故障は、ご家庭でも直せます。

修理に使える道具のいろいろ



蛇口の構造と名称



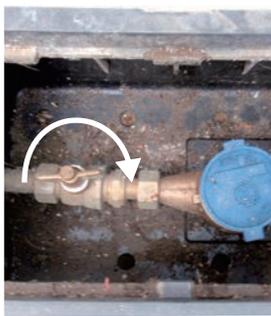
※止水栓が見あたらないために、やむを得ず水を止めないで修繕をされる場合は、家中の蛇口を全部あけて水を放流しますと、水のいきおいがゆるくなり、水がとび散ったりしませんので、修繕しやすくなります。

※蛇口などの器具(21～23ページの写真・イラスト)によっては、ご家庭で修理できない場合があります。この場合には、製造メーカー又は工事を行った指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。

※コマやパッキンを取り替えても水が止まらないときは、蛇口を取り替えなければなりません。蛇口は、ご自身で取り替えることができます。(ただし、お湯と水の混合水栓は除きます)

※蛇口の取り付け部分から水がもれているときは、応急修理は難しいので、製造メーカー又は工事を行った指定給水装置工事事業者にお問い合わせください。

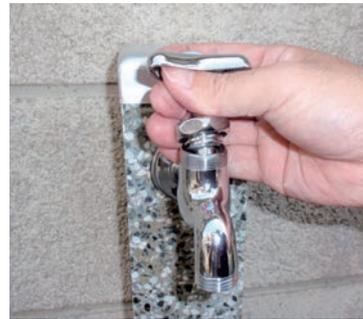
次の手順で直すことができます



① 止水栓を右↻に回して水を止めます。



② 蛇口を手でしっかりとささえ、スパナ等で上部を左↻に回してゆるめ、ハンドルを全開にします。



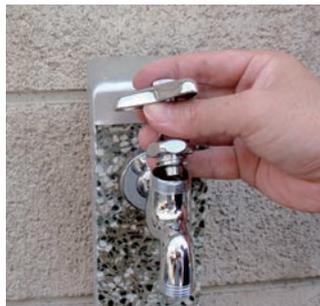
③ 蛇口の上部を取りはずします。



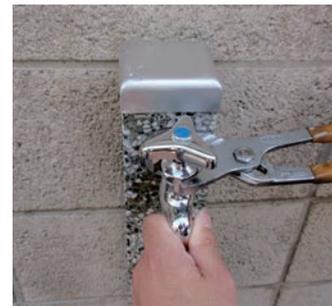
④ コマをとり出し、新しいコマと取り替えます。



⑤ いいよ組み立てです。まず、コマをもとのようにさしこみます。



⑥ 蛇口の上部をはめこみます。もし、はまりにくいときは左右に2～3回、回しますと、はまります。

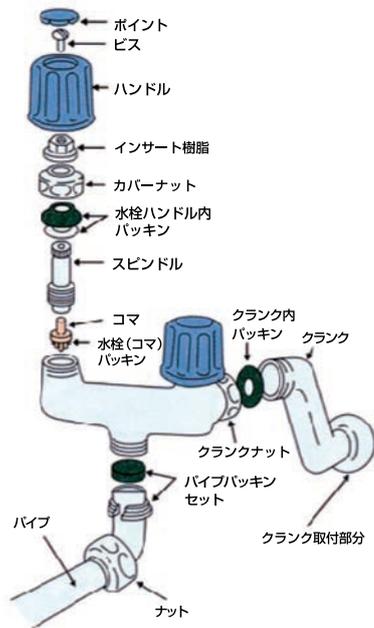


⑦ ハンドルをよくしめてから、スパナ等で上部をしっかりとしめつけます。これで完了です。止水栓を左↻に回して開けてください。

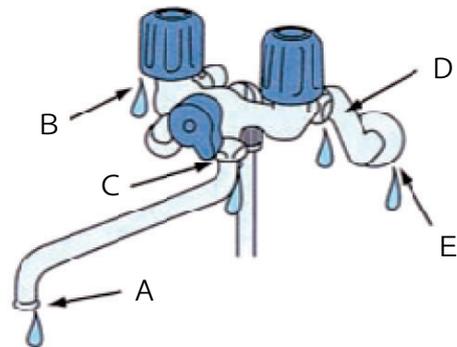
2. 混合水栓の不具合



混合水栓分解図



異常箇所・状態



- A. ハンドルをしめてもポタポタ水がおちる。
- B. ハンドル下より水がもれる。
- C. パイプの付け根より水がもれる。
- D. クラックナット部分より水がもれる。
- E. 取り付け部分から水がもれる。

●市販されているシングルレバータイプ等の混合水栓は精密にできていますので、修理は製造メーカー又は指定給水装置工事事業者へお問い合わせください。



混合水栓の修理方法

異常箇所 A (前ページ参照) からの水もれはコマパッキンを
取り替えます。

※修理前に、お湯・水の元栓を必ずしめてください。



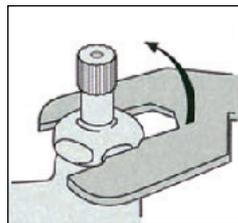
①ポイントを、マイナスドライバ
かキリなどでこじるようにして
はずします。



②ドライバーでビスをはずしま
す。(サイズの合ったドライバー
を使用し、固いときには一気に
グッと力を入れて回します。)

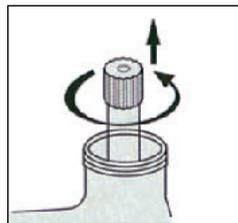


③ハンドルを上引き抜き、イン
サート樹脂も同じように上に
引き抜いてください。
(インサート樹脂がハンドルと一
体化したものが多く、これは
ハンドルを抜くだけです。)



④カバーナットをゆるめてはずしま
す。

ハンドル下(前ページB)からの水
もれがある場合は、このカバーナ
ットの内側にある水栓ハンドル内
パッキンを交換してください。



⑤次に、スピンドルを回しながら上
に抜きますが、固いときはいつ
たんはずしたインサート樹脂とハ
ンドルをかぶせて回すと楽にはず
せます。



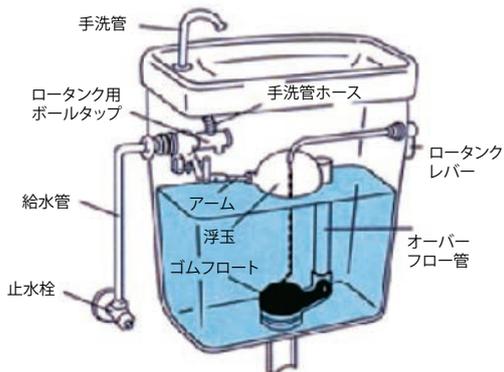
⑥コマは本体に残っているので、
コマツマミやピンセットなどでつま
み出し、新しいコマやコマパッキ
ンに交換します。

⑦交換後は以上の逆の手順で組み
立ててください。

3. トイレロータンクの不具合

トイレの水がとまらない!!
水が流れない!! そんな時のために
ちょっと知っておいてほしいこと。

ロータンクの構造としくみ



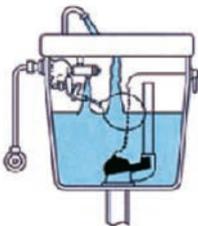
①使っていない状態です。水面はオーバーフロー管の先より2～3cm低くなっています。

④一定の水量まで水がたまると、浮玉も上がり、ボールタップの弁が閉じて給水も止まります。

●ロータンクのないフラッシュバルブ方式(ダイレクトバルブ方式)の修理は、製造メーカー又は指定給水装置工事業者へお問い合わせください。



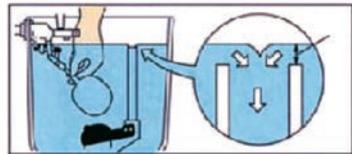
②レバーを回すとゴムフロートが開き、水が流れ出します。水面が下がると浮玉も下がり、ボールタップの弁が開いて給水がはじまります。



③レバーがもどるとゴムフロートは閉まります。そして、だんだん水がたまっていきます。

止水栓の調節

修理のため止水栓を閉じたら、修理後は忘れずに止水栓を調節して開いてください。
調節は、浮玉をいっぱい下げたまま、止水栓を徐々に開けていきます。その状態で水位がオーバーフロー管よりも1cm以上上昇しない程度まで止水栓を開ければ完了です。



水がとまらない

タンクのフタをはずして中を見てください。手洗管つきのはフタを持ち上げてからボールタップと接触しているホースを抜いてフタをはずします。

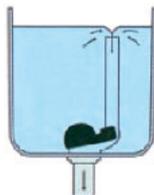
前ページのロータンク構造図を見ながら、次のように原因を探してください。

原因を見つけたら、修理前に止水栓を閉じて、タンク内の鎖を上引き、タンクの水を抜いておくと作業が楽です。修理後は、前ページ「止水栓の調節」を見ながら、止水栓を開いてください。

①水がオーバーフロー管の上まである

ボールタップ弁が閉じないため給水がストップせず、余った水がオーバーフロー管から便器へと流れている状態です。

※浮玉の動きにより、ボールタップで止水や給水がされます。



浮玉の点検

- 浮玉がはずれている。
- ひっかかって上がってこない。
→正しい位置に取り付け、上下にスムーズに動くようにする。

ボールタップの点検

- ボールタップ弁に水アカやゴミがたまっている。
→ボールタップ弁を取出して汚れを落とす。
- ボールタップ内パッキンの老化。
→ボールタップ内パッキンを取り替える。
- 上記のどちらを直しても水がとまらない。
→ボールタップを交換する。

②水がオーバーフロー管の上までない

ゴムフロートのところから水がもれている状態です。

※ゴムフロートはタンクにためた水が流れ出る排水口のフタです。

鎖によってレバーにつながり、開いたり閉じたりします。



ゴムフロートの点検

- ゴミや水アカが、排水口とゴムフロートの間につまっている。
- 取り付け部分がはずれている。
- 鎖が引っかかり、ゴムフロートが上がったままである。
→引っかかりや異物をきれいになくし、正しい位置に取り付ける。
- ゴムフロートの老化。
→さわってみて手が黒くなるようならゴムフロートの老化。新しいものに取り替える。

水が流れない

- ・止水栓の開閉を確かめる。
↓
- ・タンクを開け、中を確認する。

①タンクの中に水がある

ゴムフロートの鎖がはずれるか切れるかして、ゴムフロートが上がらない。

- 鎖をかけ直す。
- 鎖を取り替える。

鎖は1～2玉たるむ位に取り付ける。



②タンクの中に水がない

浮玉が壁に引っかかって下がらない
浮玉のアームが曲がったり、長すぎたりしていないか。
→正しく取り付け、上下にスムーズに動くようにする。

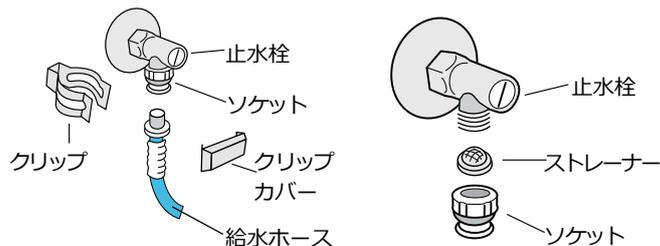
ボールタップの故障で弁が開かない
ボールタップ弁を取り出し、汚れを落とす。
→それでも直らないなら、ボールタップごと交換する。

水の出が悪い

ストレーナーの網の目詰まりが考えられます。

ストレーナーの清掃方法

1. 止水栓をしめる。
2. 洗浄ハンドルを回し、管内の水をすべて流す。
3. ソケットを固定しているクリップをはずす。
4. 給水ホースをソケットからはずす。
5. ソケットを止水栓から取りはずし、ストレーナーの汚れを歯ブラシ等で水洗いする。
6. 部品を元に戻し、止水栓を開ける。



水道事業のしくみ

企業局の浄水場や水道管は、古いもので設置されてから数十年が経過しています。老朽化した水道施設は計画的に更新・整備しています。

水道管の更新や浄水場の施設整備、また高度浄水処理の導入などには、多くの費用がかかります。費用の一部は国等からの借入金でまかなわれています。借入金は、利息をつけて返済しなければなりません。

水道事業の経営は、地方公営企業法により独立採算制が基本となっています。つまり、水道事業はお客様からいただいた水道料金で成り立っているのです、赤字を税金で穴埋めできません。

企業局では今後も安全で良質なおいしい水を安定的に供給するため、懸命に努力します。今後とも水道事業の運営に、ご理解・ご協力をお願いします。

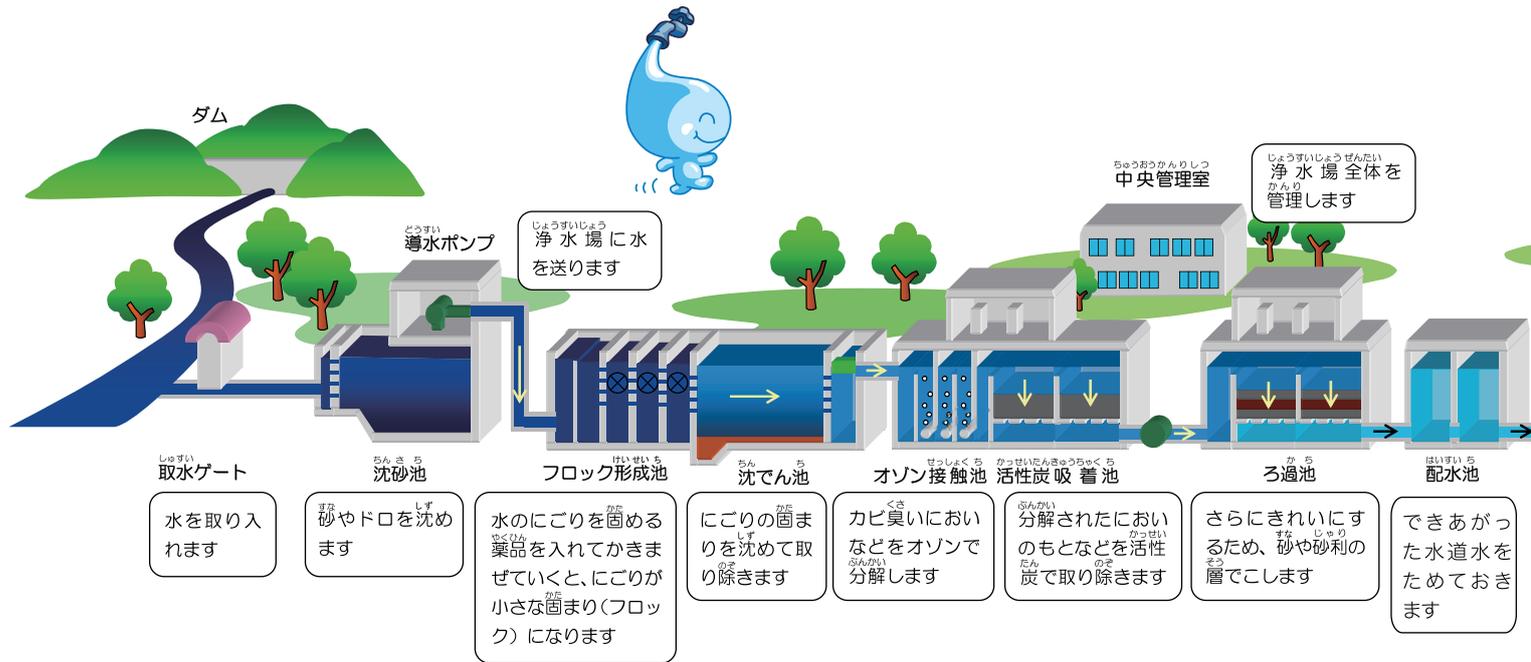


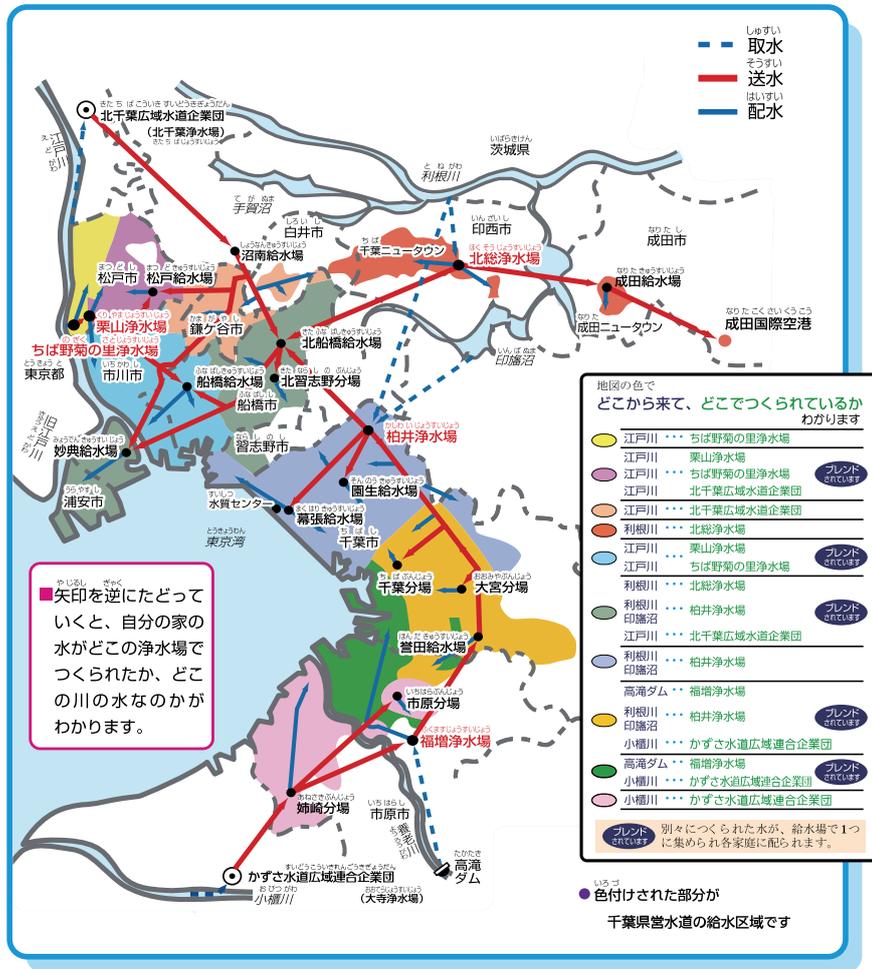
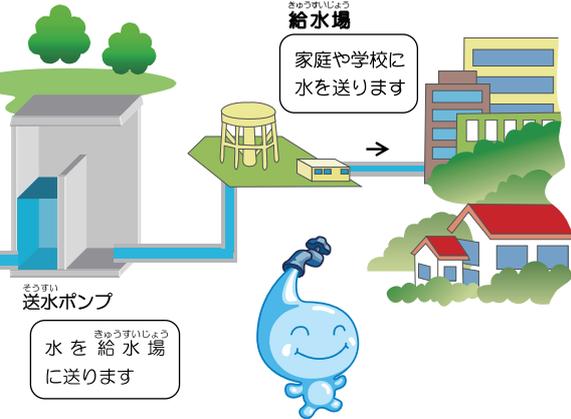
ちば野菊の里浄水場(松戸市)



水道の水ができるまで

川や沼から取り入れた水は、よごれていてそのままでは飲むことができません。浄水場はきれいな水を作る工場です。ここで、きれいになった水はポンプで送り出され、水道管を通して蛇口まで届けられます。





給水装置とは

道路に埋設されている企業局の管（配水管）から分かれて、ご家庭まで引き込まれた給水管、分水栓、止水栓、給水栓（蛇口）、メーター、メーターボックスなどの器具を総称して、「給水装置」と呼びます。

ただし、メーターは企業局の貸与によるものです。

給水装置はお客様の財産です。したがって、この部分の新設、改造、修理の費用は、お客様の負担になります。いつも気をつけて管理しましょう。

ただし、宅地内のメーターまでの漏水については、企業局の修繕範囲ですので（次ページ[注1]参照）、「県水お客様センター」(2ページ参照)へお知らせください。

水道工事は指定給水装置工事事業者へ

給水装置の新設、増設、改造及び修繕工事を行うことができる者は、企業局の指定を受けた指定給水装置工事事業者です。



メーターの管理は適切に

使用水量を計算するメーターは、企業局が設置し、計量法に基づき8年以内に交換します。管理の義務を怠って傷をつけたり、壊したり、なくしたりしますと、賠償していただくこととなりますので、適切な管理をお願いします。また、建物を取り壊す際には、必ずご返却ください。

給水方式について

【直結方式】

配水管の水圧を利用して、蛇口まで直接給水する方式。
(次ページ参照)

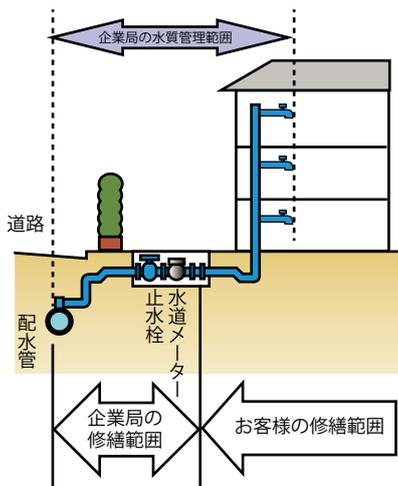
- ・直結直圧式… 配水管の水圧をそのまま利用して直接給水する方式。(配水管水圧等の条件を満たすものは、3階まで可能)
- ・直結増圧式… 給水管の途中に増圧ポンプを設置して給水する方式。

【受水槽方式】

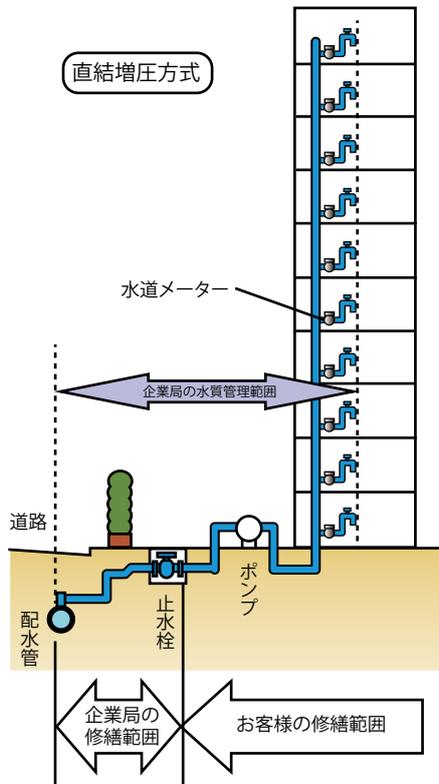
配水管の水をいったん受水槽に貯留し、ポンプにより給水する方式。(32、33ページ参照)

直結直圧方式

給水装置…



直結増圧方式



〔注1〕

企業局で行う宅地内漏水修繕の範囲

原則としてメーターまで。ただし、メーターが道路と宅地の境界線から2mを超えた宅地内に設置されている場合及びアパートなどの連合給水装置の場合は、第1止水栓まで。

注) 第1止水栓…道路と宅地の境界線から最も近くの宅地内に設置された止水栓

貯水槽水道の管理について

水道水の管理責任は

企業局の責任において管理する範囲は、給水管及びこれと直結している蛇口（受水槽の注入口）によって給水される水までです。

ビル、マンション等の集合住宅で、受水槽を設けて給水を受けている貯水槽水道（建物内水道の総称）は、施設の設置者がその責任において管理することになっています。

企業局のかかわり

企業局では、貯水槽水道の利用者（マンション等にお住まいの方）からの請求に基づき水質検査を行い、請求者に対し管理の状況等を情報として提供します。

また、管理の状況に応じては、設置者に対し、指導及び助言等を行い適正な管理を促します。

貯水槽水道の管理

貯水槽水道に設けられている受水槽の有効容量が 10m^3 を超える場合は水道法による簡易専用水道となり、また、容量が 10m^3 以下でも 50 人以上に給水している場合は各市の条例により、それぞれ衛生管理が義務付けられています。

これらに該当しない小規模な受水槽も千葉県の水質条例により、清掃、点検及び検査を行うよう努めることを定めています。怠ると飲料水として適した水質が保てません。

定期的な検査を行い衛生管理に十分気をつけましょう。



設置者とは

設置者は基本的には所有者となりますが、分譲マンションなどでは管理組合を設置者とする場合もあります。

設置者の行うべきこと

1. 受水槽、高置水槽の点検

- ・水槽の周辺にごみ、汚物等が置かれていないか(外部)
- ・亀裂、漏水箇所はないか(外部)
- ・マンホール蓋の施錠や亀裂(外部)
- ・汚泥、赤さび等の沈でん物がたまっていないか、異物が入っていないか(内部)

2. 水槽の清掃(年1回以上)

3. 蛇口から出る水の水質検査

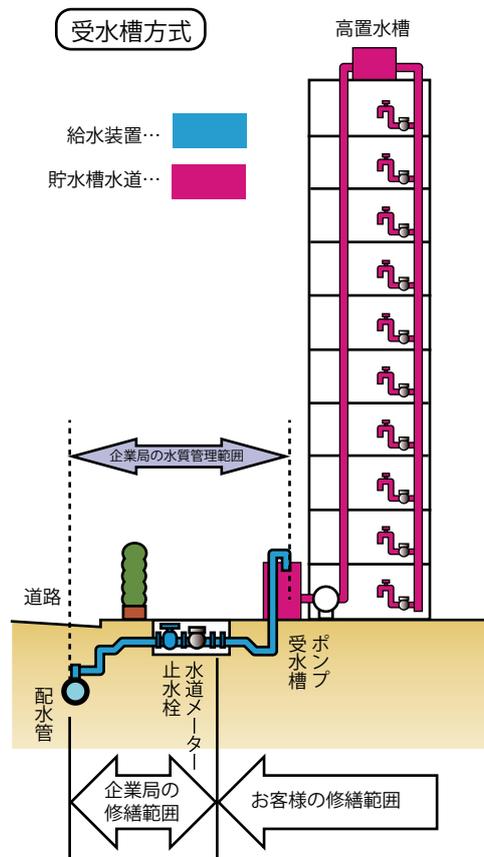
検査方法等につきましては各市の保健衛生等の担当部署へお問い合わせください。

また、水に異常が見つかったときは、直ちに給水を停止し、利用者や各市の保健衛生等の担当部署、企業局などに連絡しましょう。

企業局で行う宅地内漏水修繕の範囲

原則としてメーターまで。ただし、メーターが道路と宅地の境界線から2mを超えた宅地内に設置されている場合及びアパートなどの連合給水装置の場合は、第1止水栓まで。

注) 第1止水栓…道路と宅地の境界線から最も近くの宅地内に設置された止水栓



水道の上手な使い方

あなたは水をムダにしていますか。水は私たちの日常生活にとって欠かすことのできない大切なものです。水の上手な使い方を工夫してみましょう。



- ・蛇口はこまめにしめて、水をムダなく使いましょう。
- ・洗たくものは洗剤あらいの後に必ず脱水しましょう。すすぎの前に一度脱水すれば洗う水の節約になります。
- ・お風呂の残り水は洗たく、掃除、水まきなどに使いましょう。
- ・放水しながらの洗車はやめましょう。
- ・職場・駅・公園などでも、ムダな使い方はやめましょう。
- ・散水栓（共用栓）は、所有者もしくは管理者が適正に管理して節水に努めましょう。

震災時の飲料水（震災の備え）

日ごろから飲料水の確保を

企業局では、震災に備え、管路や施設の耐震化を進め、応急給水体制についても万全を期しているところですが、震災時には混乱が予想され、応急給水が開始されるまで時間がかかることがあります。

万一に備え、日ごろから飲料水を確保する習慣をつけましょう。

● 1人1日3ℓを3日分

フタのできる清潔な容器で、飲料水の確保をしましょう。

● 直射日光を避けて冷暗所に保管しましょう。

● 塩素による殺菌効果が3日程度のため3日に一度はくみかえをしましょう。

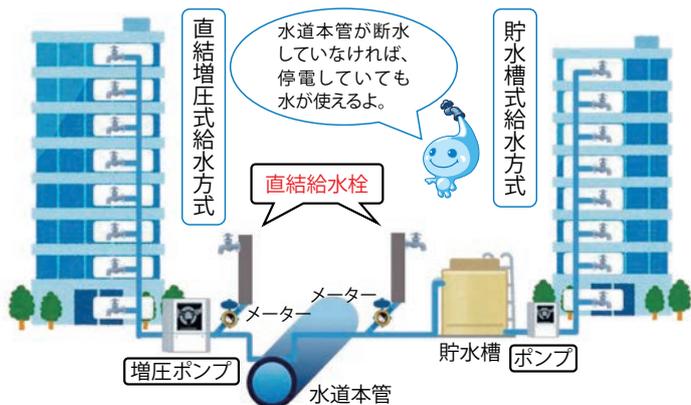


停電時に活用できる給水栓について（災害時等の備え）～集合住宅にお住まいの方へ～

災害等による停電時に、水道本管が断水していない状況でも、集合住宅に設置されている貯水槽のポンプや増圧ポンプが停止し、各お部屋に水を送れなくなることがあります。そのような場合でも「直結給水栓」、「非常用給水栓」が設置されている場合は、その水栓を活用できることがあります。なお、直結給水栓は、常時使用できる状態にあることから、停電時や災害時に使用した場合でも、基本料金及び使用料金は発生します。

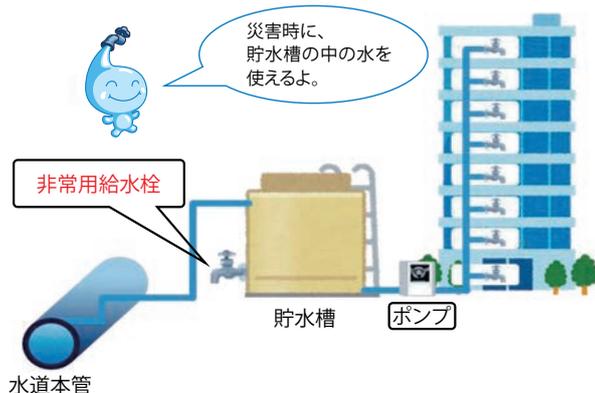
直結給水栓

貯水槽や増圧ポンプ手前に直結給水栓（散水栓等）が設置されている場合、その水栓（蛇口等）を活用できることがあります。



非常用給水栓

貯水槽に非常用給水栓が設置されている場合、貯水槽内の水道水を給水することができます。



建物の管理者の方に、各水栓の有無、設置場所、利用してもよいか等、確認されることをお勧めします。

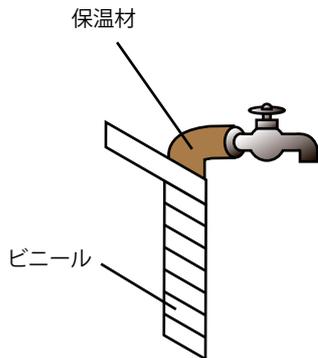
震災等で水道が使えなくなった時のためにお近くの応急給水拠点の確認を

市	浄・給水場	所在地
千葉市	柏井浄水場	千葉市花見川区柏井町430
	幕張給水場	千葉市美浜区若葉3-1-7
	園生給水場	千葉市稲毛区園生町253
	誉田給水場	千葉市緑区おゆみ野6-33-1
	大宮分場	千葉市若葉区大宮町2114
	千葉高架水槽 (千葉分場応急給水拠点)	千葉市中央区矢作町670
船橋市	船橋給水場	船橋市行田町345
	北船橋給水場	船橋市大穴北7-8-1
	北習志野分場	船橋市習志野台2-37-22

市	浄・給水場	所在地
市川市	妙典給水場	市川市妙典2-14-1
柏市	沼南給水場	柏市藤ヶ谷1892-2
松戸市	栗山浄水場	松戸市栗山198
	ちば野菊の里浄水場	松戸市栗山478-1
	松戸給水場	松戸市紙敷2-1-1
市原市	福増浄水場	市原市福増47
	市原分場	市原市郡本1-103
	姉崎分場	市原市有秋台東2-17-1
印西市	北総浄水場	印西市竜腹寺296
成田市	成田給水場	成田市吾妻1-22-4

※災害時等、応急給水拠点の開設状況についてはホームページなどでお知らせします。

水道管も冬じたくを忘れずに



寒さは水道管の大敵です

気温がマイナス4℃以下になりますと、水道の水が凍ったり水道管が破裂したりします。

特に多いのは次の場所です。

- 水道管がむき出しになっているところ
- 水道管が北向きの日陰にあるところ
- 風当たりの強い戸外にある水道管

上記に該当する場所は、早めに冬じたくをしましょう。



●水道管の凍結を防ぐには

水道管や蛇口の部分に保温材を取り付けてください。この保温材には、取り付けの簡単なものも市販されていますが、手近なものとして、布、なわ、フェルトなどがあります。

これらを利用し、水道管や蛇口に巻き付けて、その上からビニールなどを巻いて保温してください。

なお、指定給水装置工事事業者でも取り付けられます。(有料)



●水道管が凍って水が出ないときは

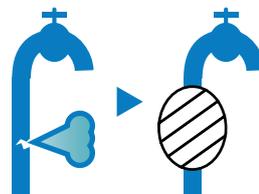
タオルや布をかぶせ、その上からゆっくりと「ぬるま湯」をかけてときます。

急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので特に注意してください。

●水道管が破裂したときは

まず、止水栓を止めて水を止め、破裂した部分に布かテープをしっかり巻き付けて応急手当をしてください。

そして指定給水装置工事事業者または水道センターに修繕をお申し込みください。



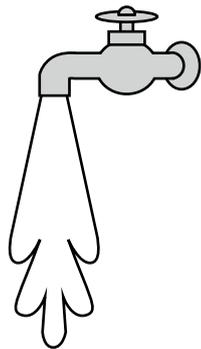
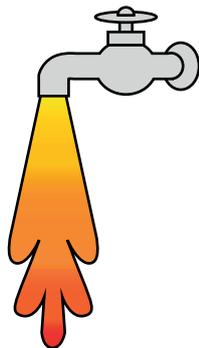
水道水のご利用に際して

企業局では安全で良質な水道水を供給しており、通常の使われ方では問題ありませんが、長い間、家を留守にしたときや朝一番の水道水は、給水管内に長時間滞留しており、消毒用の塩素が少なくなったり赤水の発生するおそれがあります。また、給水管に鉛管を使用されているご家庭などでは、ごく微量の鉛が溶け出すことがあります。

念のため、最初のバケツ 1 杯分程度は飲用以外にお使いください。

●赤い水

水道工事や断水などで、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わったとき、蛇口から赤い水が出ることがあります。これは管の中の鉄さびが原因です。しばらく水を出しておくときれいになります。



●白い水

水とともに小さな気泡(空気)が流れ出たためです。しばらくするときれいになります。

●塩素臭について

水道水には安全性を確保するために塩素(消毒用の薬)が入っています。

このため水道水には若干の塩素臭がありますが、健康には影響ありません。



●ガタガタ音がするとき

蛇口や水道管からガタガタ音がすることがあります。これは流れていた水が急に止まったときに、圧力が水道管の曲がった部分や蛇口のコマにあたって生じます。そのほか蛇口のコマやパッキンがいたんでいるときにもおこることがあります。

千葉県営水道のホームページでは、料金や水質情報などさまざまな情報を掲載しています。

その他にも、知っていればちょっとオトクな情報や、「へえ～」と思える情報など、水の「なるほど豆知識」も紹介していますので、気になることがありましたらホームページをご覧ください。

・「水道水」をよりおいしく飲む方法は？

・水質には「硬水」と「軟水」があるけど千葉県営水道の水道水はどっち？

・「水道水」を飲むのって、実はかしこい？

・私たちが使える水はどのくらいあるの？ 等



詳細はURLまたは右のQRコードからご覧ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/keikaku/oishii2/mame/index.html>



夜間・休日の水道のご相談は水道センターへ

水道センターとは

企業局(水道事業)の営業時間外の業務を委託(フルタイムお客様サポート・サービス業務委託)している民間会社です。

夜間・休日の水道に関するお問い合わせ
 ・夜間・休日に、やむを得ず水道使用のお申し込みや転居するときの届け出をするとき
 ・水が出ない、赤い水が出る等の問い合わせをされるとき

修繕受付

お住まいの地区の水道センター又は指定給水装置工事事業者へお申し込みください。(発見困難な地下漏水の減免は、お住まいの地区の水道センター又は千葉県企業局の指定給水装置工事事業者が修繕した場合に限り、対象となります。)

※昼間においてもお住まいの地区の水道センターで取り扱っています。

道路からの漏水の通報

道路などで漏水を発見された場合は、水道センターまでご連絡をお願いいたします。

水道センター設置場所

名 称	所 在 地	受持ち区域	電 話 番 号
(株) 千葉水道センター	千葉市中央区中央港2-5-15	千葉市 (市営水道区域を除く)	 0120-043-260 043-241-6091
(株) 船橋水道センター	船橋市二和東3-3-5	船橋市、習志野市 鎌ヶ谷市 (習志野市営水道区域を除く)	 0120-043-261 047-447-7300
(株) 市川水道センター	市川市鬼越2-5-4	市川市 浦安市	 0120-043-262 047-332-8852
(株) 松戸水道センター	松戸市南花島4-61	松戸市 (市営水道区域を除く)	 0120-043-263 047-367-3937
(株) 市原水道センター	市原市平田1046-5	市原市 (市営水道区域を除く)	 0120-043-264 0436-21-7041
(株) 北総水道センター	印西市若萩4-6-2	千葉ニュータウン 成田ニュータウン	 0120-043-268 0476-98-3000

※水道センターへのフリーダイヤルは携帯電話からのご利用はできません。
 一般の固定電話又は公衆電話からおかけください。

営業時間

区 分	平 日	土曜・日曜・祝日
水道使用のお申し込みや 転居するときのお届け	17:00~22:00	9:00~22:00
修繕工事の受付等	9:00~22:00	
道路からの漏水などの通報 その他水道に関するお問い合わせ	17:00~翌朝9:00	9:00~翌朝9:00

給水申込納付金及び開発負担金の控除制度について

給水申込納付金及び開発負担金の控除制度は、千葉県企業局の給水区域内において、お客様所有の給水装置を廃止して再び給水装置を新設する場合、お客様が納付金及び負担金を二重に納付することのないようにする制度です。

1. 給水装置所有者変更届の提出

水道の給水装置はお客様の財産です。家を売買した場合には、給水装置所有者変更届を提出しましょう。

2. 給水装置廃止証明書の発行

お客様所有の給水装置を廃止しますと、給水装置廃止証明書を発行します。

3. 給水装置廃止証明書の提出

①給水装置工事の申請時に「給水装置廃止証明書」を提出されますと、給水申込納付金及び開発負担金の全部又は一部を免除いたします。

②申請時に「給水装置廃止証明書」の提出ができない場合は、給水申込納付金及び開発負担金を納付していただきますが、新規の給水装置工事竣工後に「給水装置廃止証明書」の交付を受けて提出していただくと、納入された給水申込納付金及び開発負担金の全部又は一部を還付いたします。

水道関係者を装った詐欺的行為にご注意ください！

千葉県企業局の名前をかたった、次のような詐欺まがいの行為が発生しております。ご注意ください。

- 不必要な水道管洗浄のビラを配り、代金を不正に請求する行為
- 水質検査を装って、わざと漏水を発生させ修理代金を請求する行為
- 料金の未納を理由に、領収証の提示を求めるなど水道料金を不正に請求する行為

企業局では、「浄水器の販売」や、「お客様からの依頼のない修理や工事、水質検査など」は行っておりません。その他不審に思われたら、身分証明書の提示を求めるか県水お客様センター（2 ページ参照）にお問い合わせください。

千葉県水道事業給水条例（抜粋）

（工事の承認）

第5条 給水装置を新設し、増設し、又は改造しようとする者は、千葉県企業局長（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。

（工事の施行）

第6条 給水装置工事（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）は、局長又は局長が同条第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

（設計審査及び工事検査）

第6条の3 第5条の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る給水装置工事を指定給水装置工事事業者の施行により行う場合は、工事の施行前に局長の設計審査を受け、かつ、工事完成後に局長の工事検査を受けなければならない。

（費用の負担区分）

第7条 給水装置工事に要する費用は、給水装置を新設し、増設し、改造し、又は修繕しようとする者の負担とする。ただし、公益上の必要により工事が行われる場合その他局長が特に必要があると認める場合には、県がその費用の全部又は一部を負担することができる。

（給水の原則）

第13条 給水は、法第15条第2項ただし書の規定に該当する場合又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 局長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その区域及び期間を予告するものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合には、この限りでない。

3 県は、給水の制限又は停止のため給水を受ける者に損害を生ずることがあっても、その責任を負わないものとする。

（給水の申込み）

第14条 給水を受けようとする者は、局長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水の停止）

第15条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を受ける者に対し、その事由の継続する間、給水を停止することができる。

一 給水を受ける者が、第7条の規定により負担すべき局長が施行する給水装置工事の費用を局長に納付しないとき、又は第24条の規定による料金を指定期限内に納付しないとき。

二 給水を受ける者が、正当な理由がなく、第25条の規定による使用水量の計量又は第32条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

三 給水を受ける者が給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、当該職員が警告しても、なお、その使用状態を継続するとき。

四 給水を受ける者が給水を受けることをやめたと認められるとき。

（管理人の選任）

第16条 給水装置を共有する者、共用給水装置を共用する者及び専用給水装置の共同使用者は、それぞれその中から、この条例の規定による水道の使用関係に伴う一切の権限を委任した管理人1人を選任し、局長に届け出なければならない。

2 局長は、前項の規定により選任された管理人が不適当であると認めるときは、その変更を求めることができる。

（量水器の設置）

第17条 局長は、使用水量を計量するため、給水装置に県の量水器を設置するものとする。ただし、局長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 局長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水槽に接続する装置に県の量水器を設置することができる。

3 前二項に規定する量水器の位置は、局長が定める。

（量水器の管理）

第18条 給水を受ける者（給水を受ける者がいない場合にあっては、給水装置の所有者。以下第21条において同じ。）は、前条の規定により設置された量水器を適切に管理しなければならない。

2 前項の規定により管理の責めに任ずる者は、その管理の義務を怠ったために量水器を損傷し、又は滅失したときは、県に対しその損害を賠償しなければならない。

（届出）

第19条 給水を受ける者は、次の各号の一に該当するときは、局長に届け出なければならない。

一 給水を受けることをやめようとするとき。

二 別表第一に定める用途を変更しようとするとき。

三 私設消火栓を消防演習のために使用しようとするとき。

四 公共の消防用として使用したとき。

五 その住所又は氏名を変更したとき。

2 給水装置の所有者は、次の各号の一に該当するときは、局長に届け出なければならない。

- 一 給水装置の所有権を譲り渡したとき。
- 二 前項第一号の場合において、給水を受ける者が届出を怠ったとき。
- 三 給水装置を廃止しようとするとき。

(給水を受ける者等の管理上の責任)

第21条 給水を受ける者は、給水装置を適切に管理し、これに異状があるときは、直ちに修繕しなければならない。

2 給水を受ける者は、前項の規定による管理の義務を怠ったために県に損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

(貯水槽水道に関する局長の責任)

第22条の2 局長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下この章において同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 局長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の水質の検査)

第22条の3 局長は、貯水槽水道の利用者が当該貯水槽水道によって供給される水の水質検査を請求したときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、当該費用は、請求者の負担とする。

(貯水槽水道の設置者の責任)

第22条の4 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道が簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）である場合にあっては、法第34条の2に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道が簡易専用水道以外の貯水槽水道である場合にあっては、局長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(料金の納付義務)

第23条 給水を受ける者は、局長に料金を納付しなければならない。

2 共用給水装置によって給水を受ける者は、料金の納付について連帯責任を負うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、共用給水装置を共用する者又は専用給水装置の共同使用者の選任した管理人は、それぞれ当該共用給水装置を共用する者又は当該専用給水装置の共同使用者の料金をとりまとめて局長に納付しなければならない。

(給水装置の基準違反に対する措置等)

第32条の2 局長は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 局長は、給水を受ける者の給水装置が局長又は指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は同項ただし書の規定による確認が行われたときは、この限りでない。

3 前項の確認を受けようとする者は、当該確認を容易に行うことができる状態にした上で、局長に申請するものとする。

千葉県水道事業給水条例施行規程（抜粋）

(量水器の管理)

第18条 量水器を設置する場所には、点検又は修繕に支障をきたすような物件を置き、又は工作物を設置してはならない。

2 物件又は工作物の設置により量水器の点検又は修繕が著しく困難である場合は、局長は当該量水器の位置を変更することができる。

お問い合わせ先 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

「お引越し」「契約の変更」など各種お問い合わせは

県水お客様センター



0570-001-245

ナビダイヤルをご利用になれないときは

電話番号 043-310-0321

FAX専用番号 043-272-3333

受付時間

月曜～金曜日 8:45～18:00

土曜日 8:45～17:00

(日曜日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く)

インターネットでも使用開始・中止等の受付を行っております。
2ページのURLがQRコードからお申し込みください。

「修繕」「夜間」「休日」のお問い合わせは

各地区の水道センター

(フルタイムお客様サポート・サービス業務委託)

お住まいの地区により連絡先が異なります。

詳しくは、40ページをご確認ください。

区分	平日	土曜・日曜・祝日
使用申し込み、転居届	17:00～22:00	9:00～22:00
修繕工事の受付等	9:00～22:00	
道路からの漏水などの 通報、その他水道に関 するお問い合わせ	17:00～ 翌朝9:00	9:00～ 翌朝9:00

おいしさ磨く^{みか}千葉の水

千葉県営水道では、お客様に安全でおいしい水道水をお届けするため、様々な取組を実施しています！

おいしい水づくり 千葉県営水道

検索

くわしくは **おいしい水づくり** オフィシャルサイトまで



水道のしおり

千葉県企業局
令和4年10月



QRコードの商標は
デンソーウェーブ
の登録商標です。

PCサイトURL
携帯サイト

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/>
<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/k/>